

○檜原市地域ケア会議要綱

平成28年1月15日告示第6号

改正

平成28年4月1日告示第91号
平成30年6月28日告示第169号
令和3年9月6日告示第255号
令和6年2月5日告示第33号

檜原市地域ケア会議要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、檜原市地域包括支援センター運営協議会規則（平成24年檜原市規則第90号）第7条の規定に基づき、檜原市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）に関し必要な事項を定める。

（会議の種別）

第2条 地域ケア会議の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）個別レベル地域ケア会議
- （2）自立支援地域ケア会議
- （3）校区レベル地域ケア会議

（会議の内容）

第3条 地域ケア会議は、次に掲げる事項について協議し、又は調査審議等する。

- （1）個別事案の支援内容に関する事。
- （2）地域包括支援ネットワークの構築に関する事。
- （3）高齢者支援に係る地域の課題に関する事。
- （4）家族、地域住民、ボランティア等が行う福祉に関する支援（法令に基づき公的機関等が実施する福祉サービスを除く。）その他地域で必要な資源に関する事。
- （5）地域に必要な取組を明らかにし、政策の立案等に関する事。
- （6）前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進のために市長が必要と認める事項

（会議の実施）

第4条 地域ケア会議の主宰者、会議の目的及び内容は、別表のとおりとする。

（参加者及び委員）

第5条 地域ケア会議の主宰者は、次の各号に掲げる者のうちから、会議の内容に応じて必要な者に対して参加を求めるものとする。

- （1）地域包括支援センター職員
- （2）地域包括支援センターランチ（高齢者のための地域の総合相談窓口をいう。以下同じ。）の職員
- （3）保健医療関係者
- （4）民生委員及び児童委員
- （5）介護保険サービス事業所職員
- （6）高齢者関係機関職員
- （7）生活支援コーディネーター
- （8）行政機関職員
- （9）前各号に掲げるもののほか、地域ケア会議の主宰者が必要と認める者

（個人情報の保護）

第6条 地域ケア会議への参加者は、地域ケア会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

2 守秘義務を課されていない者であって、個別レベル地域ケア会議又は自立支援地域ケア会議に携わる者は、檜原市地域ケア会議に係る個人情報に関する誓約書（別記様式）を主宰者に提出しなければならない。

3 地域包括支援センターランチは、前項の誓約書を受けた場合は、速やかに地域包括支援センターに当該誓約書を届け出るものとする。

（庶務）

第7条 個別レベル地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センター又は地域包括支援センターランチにおいて、自立支援地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センターにおいて、校区レベル地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センター又は地域包括支援センターランチにおいて処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成28年告示第91号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成30年6月28日告示第169号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(令和3年9月6日告示第255号)

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則(令和6年2月5日告示第33号)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

種別	主宰者	会議の目的	会議の内容
個別レベル地域ケア会議	地域包括支援センター又は地域包括支援センターランチ	介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域等から報告される個別の支援困難事案の解決に向けた検討を行うこと及び地域の支援体制の構築を目的とする。	第3条第1号から第3号まで及び第6号
自立支援地域ケア会議	地域包括支援センター	専門職等が、ケアマネジメントのプロセスに関与し、多職種により課題及び背景・原因の分析をより深めていくことで、本人の意欲に働きかけながら、要支援者等が有している生活機能の改善を目的とする。	第3条第1号から第3号まで及び第6号
校区レベル地域ケア会議	地域包括支援センター又は地域包括支援センターランチ	個別課題の検討等を通じて明らかにになった校区レベルの現状及び課題を、地域住民と共有し、解決に向けた検討を行うことを目的とする。	第3条第2号から第4号まで及び第6号

檜原市地域ケア会議に係る個人情報に関する誓約書

主宰者 様

榑原市地域ケア会議において、知り得た個人の情報について、その適正な取り扱いを行うとともに、他に漏らさないことを固く誓約いたします。

開催日 年 月 日

名 称 地域ケア会議

[illegible]